

症例報告に関する説明とお願い

独立行政法人国立病院機構相模原病院では、ホームページあるいはポスター掲示等により症例報告の必要性について説明させていただくとともに、ご協力をお願いさせていただいております。

医学発展の基本は、患者情報の収集と解析です。この解析により予防・診断・治療が進歩し、患者さんに還元されることになります。そのため個々の患者さんの情報を共有蓄積するための研究活動が必要となります。すなわち、各医療施設では症例報告という形で診断・治療経過・治療効果などの情報を共有し検討するため、以下のような研究活動を行っています。

- 1) 施設内での症例検討会
- 2) 他施設との症例検討会
- 3) 専門誌（商業誌など）への症例報告
- 4) 学会での症例報告（スライドやポスターを用いた発表が大部分です。通常、学会誌抄録集への記載が残ります）
- 5) 学術誌（報告内容の審査が行われるもので、3）の専門誌とは異なり、より詳細かつ厳格な記述内容が求められます）への論文投稿

種々の医学系研究においては、その倫理性および個人情報保護の観点から倫理委員会による審査が義務付けられています。ただし、国が定めた「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」によると、上に記した症例報告や症例検討1)、2)、3)、4)に関しては、倫理委員会による審査が不要とされています。これらの報告や検討は診療の一環としてみなすことができるとの判断に基づくものです。

症例報告に関して患者個人への同意確認を行う義務はないこととなりますが、信頼関係は医療を行う上で極めて重要な要素であることから、症例報告に際しましても同意を得るように努めます。症例報告に際して個人情報厳に保護されるため、患者個人が特定されることはありません。

症例報告等の拒否はいつでも可能ですが、発表後の撤回はできませんので、あらかじめご了解ください。症例報告等への情報提供を許可したくない場合、疑問や質問がございます場合は、主治医や当該診療科等にお伝えください。

ご理解とご協力をお願い致します。

2021 年 7 月 20 日
独立行政法人国立病院機構相模原病院 倫理委員会